

請願第7号 小平市議会議場に国旗、市旗を掲揚することについて政和会として賛成の立場で討論します。

《法的根拠はないよ。でも感動するでしょ？》

本年は、平和の祭典と称されるオリンピック・パラリンピック リオデジャネイロ大会があり、国民はアスリート各位の活躍に歓喜し、掲揚される日本の国旗、日の丸を見つめながら国家を斉唱する日本人選手の誇らしげな姿に、私たちは大きな感動とともに、日本人としての誇りや絆を感じてまいりました。

サッカーのワールドカップや野球の世界大会で、観客の多くが自国の国旗を持って応援する姿は、当然の姿であり、今やそれを観て不快に思う方はいるのでしょうか。スポーツの例をとりあげましたが、国旗や国歌の法的根拠については議論の余地はありません。

《なんで国旗の掲揚が必要なの？》

また、小平市政においても、市庁舎、学校の式典で国旗の掲揚がされております。学校行事においてなぜ国旗が掲揚されるのでしょうか？ 学習指導要領には、国旗の掲揚の理由として、社会や国家などへの所属感を深めるためと書かれております。国家への所属感とは、一人一人が国家の構成員であるという意識のことです。このことは何も学校に限ったことではありません。そこで、なぜ国旗の掲揚を通じ、国家への所属感を深めることが必要なのでしょう。それは、市民、国民の国家への所属感が深まることにより、市民、国民は国家とは私たち一人一人の総体であることをより深く認識することになります。国民一人一人の総体である国家とはなにか。それは、近代以降、国民国家と呼ばれています。日本は国民国家です。国民国家の性質とは、国家を通じて行われる統治行為に対して、統治行為の主体が国民であるということです。つまり、国民主権ということです。自分たちの国、自分たちの国家は、その所属している国民に対する、平和や安全な社会の実現に懸命につとめる一方、市民、国民は自分たちの国家を愛し、誇りを持つことが、市民、国民と国家との信頼感を深めることになります。国民国家における統治において、欠くことのできない、なにより根底になければならない関係性とは、市民、国民と国家との間における深い信頼関係に他なりません。日本が今後も国民国家であり続けるためには、市民、国民の一人一人、自身を含むその共同体である地域や、社会、国家に敬意を表すことはア prioriに必要なことなのではないかと考えます。であるならば、国家という観念を表象している国旗をうやまうことは、必然です。

《議会は公の場であり、場所的にも他に優先するよ》

ましてや議会は、法に基づいて設置された市の最高議決機関であり、法と規則の下に行動する議員が議論を行う場であるところの本会議場に、国旗及び市旗を掲揚することを反対する理由は見あたりません。

《市旗について》

また、小平市旗の市章は、「小平」を図案化したもので、小平の安定性を線の太さで表し、平和と協調、発展の一途を両翼で象徴しているものです。日本人として生まれたことを誇りに思い、日本の伝統や文化を尊び、郷土である小平市を愛し、この地で幸せな市民生活を送らんがために、市民の代表である議員と執行当局が議論を交わすこの本会議場に、国旗と市旗を掲揚することは正に時期を得たものであります。

《今回の判断により、未来にどのような影響をおよぼすの？》

今こそ、将来を担う一人の若者の素直な気持ちから出された本請願が、満堂の賛成をもって採択されること。議会がこのような決断をしたならば、時間が経過し、この決断が過去であると捉えられる時、きっと市民、国民の国家に対する意識の向上がはかられているはずであり、すなわち日本、そして小平市の輝かしい未来の実現に寄与していることと確信しています。

以上申し述べ、本請願への賛成討論といたします。